

議 第 181 号

令和 3 年 6 月 7 日提出

熊本市都市公園条例の一部改正について

熊本市都市公園条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市都市公園条例の一部を改正する条例

熊本市都市公園条例（昭和 52 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条中「及び植木中央公園運動施設」を「、植木中央公園運動施設、辛島公園及び花畑公園」に改める。

第 27 条第 3 号に次のように加える。

ウ 辛島公園及び花畑公園 中心市街地の新たなにぎわいの創出に関する業務  
第 27 条の 2 第 1 項中「限る。）」の次に「、辛島公園芝生広場、辛島公園多目的広場又は花畑公園北側階段」を加える。

別表第 5 に次のように加える。

|               |      |                                      |         |            |
|---------------|------|--------------------------------------|---------|------------|
| 辛島公園<br>芝生広場  | 辛島公園 | 区分                                   | 単位      | 使用料        |
|               |      | 全面                                   | 1 時間につき | 3, 7 0 0 円 |
|               |      | 半面                                   | 1 時間につき | 1, 8 0 0 円 |
|               |      | 備考 使用時間に 1 時間に満たない端数がある場合は、1 時間とみなす。 |         |            |
| 辛島公園<br>多目的広場 | 辛島公園 | 区分                                   | 単位      | 使用料        |
|               |      | 全面                                   | 1 時間につき | 2, 5 0 0 円 |
|               |      | 半面                                   | 1 時間につき | 1, 2 0 0 円 |
|               |      | 備考 使用時間に 1 時間に満たない端数がある場合            |         |            |

|              |      |                                      |         |
|--------------|------|--------------------------------------|---------|
|              |      | は、1 時間とみなす。                          |         |
| 花畑公園<br>北側階段 | 花畑公園 | 単位                                   | 使用料     |
|              |      | 1 時間につき                              | 3 8 0 円 |
|              |      | 備考 使用時間に 1 時間に満たない端数がある場合は、1 時間とみなす。 |         |

#### 附 則

- 1 この条例は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 辛島公園及び花畑公園の指定管理者に係る指定の手続その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

#### (提出理由)

辛島公園及び花畑公園に指定管理者制度を導入するとともに、これらの公園の施設の使用料等を定めるため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○熊本市都市公園条例（昭和 5 2 年条例第 3 2 号）新旧対照表

改正後（案）

（有料公園及び有料公園施設）

第 6 条 有料公園（有料で利用させる都市公園又は都市公園の一区域をいう。以下同じ。）及び有料公園施設（市の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。）は、別表第 4 及び別表第 5 の左欄に掲げるとおりとする。

別表第 5（第 6 条、第 1 0 条、第 2 7 条の 2 関係）

|                       |                 |                                          |                |                |
|-----------------------|-----------------|------------------------------------------|----------------|----------------|
| 有料公園施設                | 同左施設所在<br>都市公園名 | 使用料                                      |                |                |
| 【略】                   | 【略】             | 【略】                                      |                |                |
| <u>辛島公園芝生<br/>広場</u>  | <u>辛島公園</u>     | <u>区分</u>                                | <u>単位</u>      | <u>使用料</u>     |
|                       |                 | <u>全面</u>                                | <u>1 時間につき</u> | <u>3,700 円</u> |
|                       |                 | <u>片面</u>                                | <u>1 時間につき</u> | <u>1,800 円</u> |
|                       |                 | <u>備考 使用時間に1時間に満たない端数がある場合は、1時間とみなす。</u> |                |                |
| <u>辛島公園多目<br/>的広場</u> | <u>辛島公園</u>     | <u>区分</u>                                | <u>単位</u>      | <u>使用料</u>     |
|                       |                 | <u>全面</u>                                | <u>1 時間につき</u> | <u>2,500 円</u> |
|                       |                 | <u>片面</u>                                | <u>1 時間につき</u> | <u>1,200 円</u> |
|                       |                 | <u>備考 使用時間に1時間に満たない端数がある場合は、1時間とみなす。</u> |                |                |
| <u>花畑公園北側<br/>階段</u>  | <u>花畑公園</u>     | <u>単位</u>                                | <u>使用料</u>     |                |
|                       |                 | <u>1 時間につき</u>                           | <u>380円</u>    |                |
|                       |                 | <u>備考 使用時間に1時間に満たない端数がある場合は、1時間とみなす。</u> |                |                |

現行

（有料公園及び有料公園施設）

第 6 条 有料公園（有料で利用させる都市公園又は都市公園の一区域をいう。以下同じ。）及び有料公園施設（市の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。）は、別表第 4 及び別表第 5 の左欄に掲げるとおりとする。

別表第 5（第 6 条、第 1 0 条、第 2 7 条の 2 関係）

|             |                 |     |  |  |
|-------------|-----------------|-----|--|--|
| 有料公園施設      | 同左施設所在<br>都市公園名 | 使用料 |  |  |
| 【略】         | 【略】             | 【略】 |  |  |
| <u>【追加】</u> |                 |     |  |  |
|             |                 |     |  |  |
| <u>【追加】</u> |                 |     |  |  |
|             |                 |     |  |  |
| <u>【追加】</u> |                 |     |  |  |
|             |                 |     |  |  |

第 2 4 条 水前寺野球場、水前寺競技場、田迎公園運動施設、桜の馬場観光交流施設、水前寺江津湖公園、白川公園、植木中央公園運動施設、辛島公園及び花畑公園（以下「指定対象施設」という。）の管理は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて本市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

第27条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(3) 次に掲げる指定対象施設の区分に応じ、それぞれ次に定めるその効用を十分に発揮させるための業務

イ 桜の馬場観光交流施設 文化及び観光の振興並びに市民及び観光客の交流の促進に関する業務

第27条の2 第5条第2項の規定により指定された指定管理者は、桜の馬場観光交流施設（歴史文化体験施設に限る。）、辛島公園芝生広場、辛島公園多目的広場又は花畑公園北側階段の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を自己の収入として収受することができる。この場合において、第10条第4項の規定は、適用しない。

第24条 水前寺野球場、水前寺競技場、田迎公園運動施設、桜の馬場観光交流施設、水前寺江津湖公園、白川公園及び植木中央公園運動施設（以下「指定対象施設」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて本市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

第27条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(3) 次に掲げる指定対象施設の区分に応じ、それぞれ次に定めるその効用を十分に発揮させるための業務

イ 桜の馬場観光交流施設 文化及び観光の振興並びに市民及び観光客の交流の促進に関する業務

第２７条の２　第２５条第２項の規定により指定された指定管理者は、桜の馬場観光交流施設（歴史文化体験施設に限る。）                                          
                                        の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を自己の収入として  
収受することができる。この場合において、第１０条第４項の規定は、適用しない。

- 1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 辛島公園及び花畑公園の指定管理者に係る指定の手続その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。